

仏壇販売の問題点と公正化の課題について  
(公正取引協議会設立及び公正競争規約制定に向けて)

平成23年1月  
経済産業省  
製造産業局

- I. 何が問題ですか。・・・1
- II. 対策は何ですか。・・・2
- III. 企業、業界は何をすれば良いですか。・・・3
- IV. 役所は何をしますか。・・・3
- V. 公正競争規約・公正取引協議会とは何ですか。・・・4
- VI. 公正取引規約・公正取引協議会の認定への手順はどうなりますか。・・・4
- VII. 仏壇販売者が公正取引協議会に参加するメリットは何ですか。・・・5
- VIII. 公正競争規約に基づく表示は誰がどのようにするのですか。・・・8
- IX. 国産／外国産の線引き（定義）はどうなっていますか。国内の仏壇製造者にメリットはありますか。・・・14
- X. 材質の表示はどうなりますか。・・・18
- XI. 公正競争規約の内容はどうなりますか。・・・19

## I. 何が問題ですか。

1. 仏壇販売に関する消費者の苦情がたくさんあります。消費者庁のデータベース（パイオ・ネット）や、社団法人日本広告審査機構（JARO）にも、仏壇の品質、広告内容に関する相談が寄せられています。
2. 仏壇特有の消費者の苦情としては、例えば、
  - (1) 高価な木材や、天然木で作られていると説明されて買ったが、届いたものは合板に塗装したものだ。
  - (2) 伝統的工芸品（国産）と説明されて購入したが、それに似せた大量生産品（外国産）だった。などがあります。

悪質な場合は、詐欺罪や、不当景品類及び不当表示防止法などの法律に触れる可能性があります。

### パイオ・ネットの苦情例

- 2010/03 仏具店を営んでいる。マホガニーの材質の仏壇を紫檀と表示して売って良いとメーカーから言われたが不当表示ではと心配。
- 2010/02 5日間の展示会に出向き仏壇を購入。日本製だと思っていたが外国製だった。展示品と違い色ムラもある。解約したい。
- 2010/01 黒檀の仏壇を購入したが、前方にあるテーブルに水をこぼしてしまい、ふやけてきたので解体したら中が紙だった。
- 2009/12 仏壇の良いのを安くすると長時間勧誘されて契約。急かされて払ったが、名産地の商品だというのにその銘がない。不信。
- 2009/09 店舗に出向き、漆塗りとは何度も確認して仏壇を契約。納品時再確認したら、漆塗りではなく、台に傷もついていた。納得いかない。
- 2009/06 10年前に買った鉄刀木の仏壇。丈夫な品質のはずが、購入後4年目からあちこちが剥がれ落ち始めた。納得いかない。
- 2009/01 先月ネット上で仏壇業者を探し説明に来てもらい、購入。ムク材だというので購入したが扉だけだった。他の商品と交換してほしい。
- 2008/12 4年前、地元産地の仏壇と説明を受け、100万円で購入した。1週間前、それに似せて作った仏壇と知った。返したい。
- 2008/11 母が購入したタガヤ製の仏壇は無垢材ではなく木材の柄の印刷物が張ってあるようだ。表示についての規制はないのか。
- 2008/08 3日間開催の展示会場で、タガヤサンで造られたと念入りに説明され仏壇を契約。受領後にタガヤサン調と言い直されたので解約希望。
- 2008/08 仏壇店によって仏壇の品質表示が違う。何を頼りに選択したらよいかわからない。法的な規制はないのか。
- 2008/07 屋久杉の総無垢と説明を受け購入した仏壇セット。経機の表面に2ミリ

くらの板が張り合わせてある。総無垢とはいえないのでは。

2008/07 3週間前、伝統工芸品の仏壇との説明を受け購入した仏壇がそれに似せた大量生産品であることがわかった。解約したい。

2008/05 伝統工芸作家が制作と説明され契約した仏壇。先日納品されたが、作家名の記載が仏壇にも保証書にもない。この仏壇の信用性は。

2008/05 有名な店でそれなりの値段で買った仏壇にちょっとしたことでヒビが。販売と話し合ううちに中国産だと判明するが国産に変えて欲しい。

2008/05 5ヶ月前、店舗で70万円の県内産仏壇を購入したが、実際は他の産地の仏壇であった。返品し返金を求めたい。

2008/03 勤務先の仏壇販売店が海外製品の仏壇を「自社製品」と表示して店頭に出している。問題表示については何処に言うのか。

Q：どれくらいだまし取ると詐欺罪が適用になりますか。

A：法律上は、1円でもだまし取れば詐欺罪に当たります。ただし、金額が小さければ実態としては扱われないでしょう。

仏壇は単価が高く、消費者が真贋を見分けにくい商品ですので、大規模・継続的に悪質な売り方をしている業者に関する被害額は大きいものと推測されます。

## II. 対策は何ですか。

### 1. 現状

#### (1) 法律上の問題

材質や国産／外国産を偽って販売する業者、過度な値引き広告を配布する業者には、刑法の詐欺罪や不当景品類及び不当表示防止法などが適用され得ます。

仏壇特有の手口は、次の2つです。

- 材質など品質を偽って販売する。
- 国産／外国産を偽って販売する。

#### (2) 対応の不備

- 品質表示が徹底していないため、指摘しにくい。
- 国産／外国産の線引き（定義）が徹底していないため、指摘しにくい。ことがあります。

### 2. 今後の対応

#### (1) 品質表示の徹底（公正競争規約・公正取引協議会）

- 仏壇販売業者の過半の参加を得られれば、公正競争規約を作成し、公正取引協議会を結成でき、これに、消費者庁のお墨付き（認定）を得ることができます。
- 公正取引協議会ができれば
  - ・公正取引協議会に参加する仏壇販売業者は、「材質」や「国産／外国産」を表示

し適切に販売します。参加販売事業者の違反の監視や、違反者の処分も公正競争規約に基づいて自主的に行います。

- ・公正取引協議会に参加しない仏壇販売業者は、法に触れる行為をすると、協議会や消費者から告発されやすくなります。
- ・いずれにしても、違法行為への対応が強化されます。

## (2) 国産／外国産の線引き（定義）の明確化

○平成14年に全宗協が定めた「国産／外国産の線引き」のPR。

○これから作る公正競争規約で、「国産／外国産の線引き（定義）」の業界内の意思統一をし、経済産業省、消費者庁、警察に理解を求めること。

○「国産／外国産」を偽って販売し、消費者をだます事案への対応も、「国産／外国産の線引き（定義）」が明確なら対応しやすくなります。

## Ⅲ. 企業、業界は何をすれば良いですか。

1. 材質など品質を偽る、国産／外国産を偽って販売するなど、消費者をだまして、その価値と比べて著しく高額で仏壇の販売すること（詐欺）はしないで下さい。
2. 現在、仏壇業界では、公正競争規約・公正取引協議会を作る動きがあります。仏壇販売に携わっている方（製造、卸、小売）で、公正なビジネスに賛同される方は、公正競争規約・公正取引協議会に参加して下さい。
3. 悪質な販売事例を見聞きしたら、都道府県の消費者センターや経済産業省に連絡して下さい。都道府県の消費者センターに連絡いただければ、消費者庁のデータベース（パイオネット）に登録され、行政の参考情報になります。
4. 詐欺など犯罪を見聞きしたら、警察に届け出て下さい。

## Ⅳ. 役所は何をしますか。

1. 経済産業省は、
  - (1) 材質表示や仏壇の国産／外国産の線引き（定義）の明確化を支援します。
  - (2) 公正競争規約の作成・公正取引協議会の結成を支援します。
2. 消費者庁及び公正取引委員会は、公正競争規約・公正取引協議会の申請を受理し、審査の上、認定します。

## Ⅴ. 公正競争規約・公正取引協議会とは何ですか。

「公正競争規約」は、それぞれの業界における正常な商慣習を確立するため、表

示の方法などを定めるルールです。不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）は、過大な景品や不当な表示を禁止する法律です。景表法第11条の規定に基づき、「公正競争規約」について消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けることができます。

- 参加企業（メーカー、卸、小売）が「公正競争規約」を結び、公正な表示をすることを約束します。
- 参加企業が「公正競争規約」に基づき「公正取引協議会」を作り、虚偽誇大な表示を調査したり、違反を防止するなど、自主規制活動を行います。
- 表示事項は、品質表示、国産／外国産など、業界で決められます。
- 公正競争規約を有する業界は67<sup>1</sup>あり、類似例はピアノ、電子鍵盤楽器です。

Q：公正取引協議会は消費者庁の認可により設立できるとのことですが、どのような性格の団体なのでしょうか（任意の団体？ ある程度公的な組織？）。

A：公正取引協議会は消費者庁の認可による公正競争規約の条項の中で設置されるものです。協議会の法人格については、社団法人などで法人格を取っているものもあれば、任意団体のものもあります。

#### VI. 公正取引規約・公正取引協議会の認定への手順はどうなりますか。

- クリアしなければいけない条件は、
  1. 仏壇公正取引協議会準備委員会（以下「準備委員会」という。）会員が売上高（小売りベース）の過半を占めること。
  2. 公正取引規約（品質と産地の表示基準など）を準備委員会で制定すること。
  3. 公正競争規約を消費者庁・公正取引委員会で認定してもらうこと。
- 準備すべきことは、
  1. 準備委員会の参加企業募集
  2. 発起人を募り「発起人会」を開催し、「公正競争規約」案を協議。
  3. 準備委員会で「公正競争規約」案を合意。
  4. 準備委員会が、「公正競争規約」申請。

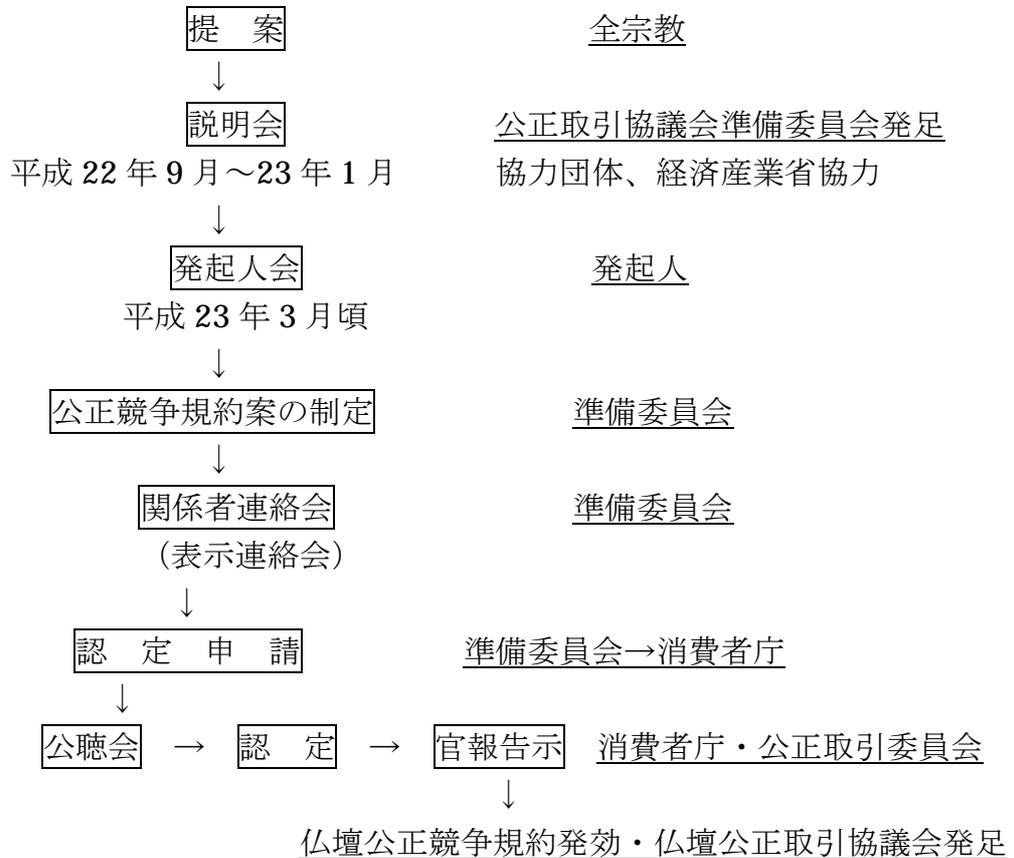
Q：準備委員会参加者が、小売ベースで半分を超えたとのことですが、その根拠は何ですか。

A：業界統計で、①日本の仏壇の総売上げを推計し、②準備委員会参加企業の小売り売上げ額を足し上げ、②を①で割り算したところ、22年10月末時点で、準備

<sup>1</sup> 平成23年11月1日時点で、公正競争規約数 105 件 うち、表示規約 67 件、景品規約 38 件。それ以前は「69件」と公表されていた。（消費者庁ホームページから）

委員会会員の売上額が日本の仏壇の総売上げ(小売りベース)の過半を占めました。

○ 公正競争規約の認定手続きの流れ



**VII. 仏壇販売者が公正取引協議会に参加するメリットは何ですか。**

良い商品の価値を消費者に認めてもらいやすくなります。  
自分のお店が信頼できることを消費者に伝えられます。

1. 安心してビジネスが出来ます。

虚偽・誇大な表示・広告は、お互いに競争相手に対抗して行われ、エスカレートすることが多いのです。これを放置しておくとう業界のモラルが低下し、以下のように全体に大きな悪影響を招く可能性があります。

- ①価格競争がエスカレートして、国産／外国産、材質などを偽って販売。
- ②低級品の値段が、高級品の値段として誤って消費者に浸透。
- ③業界全体が消費者から信頼されない。消費者の仏壇離れを招く。

「公正競争規約」を遵守する業者が増えれば安心して商売ができます。「公正競争規約」を遵守すれば、景品表示法や関係法令上問題は生じません。

## 2. 消費者から信頼されます。

「公正取引協議会」に加盟した仏壇業者は、消費者にとって信頼できる店であることをアピールできます。

「公正取引協議会」に加盟せず、法令やルールを守らない販売者は、消費者からそのような業者であると判断されやすくなります。

「公正競争規約」により、必要表示事項や表示方法が統一され、正しい商品情報が提供されることになり、消費者の信頼が高まります。

虚偽・誇大な表示・広告が行われなくなれば、価格や品質による本来の競争が行われ、消費者からの信頼が増すこととなります。

公正競争規約に基づく表示であることの明示<sup>2</sup>や、公正取引協議会会員であることを示す『公正会員証』の店頭掲示で、消費者の信頼を受けることとなります。

Q：材質表示、産地表示の統ルール、表示の早期実現、徹底、明確化が必要です。

A：公正取引規約は、材質表示、産地表示のルールを規定します。その遵守義務も公正競争規約に規定されます。

Q：協議会の会費はいくらですか。

A：発起人会等で今後検討することになりますが、小規模店は5千円／年程度、売上げの大きな会社は大きな額にしていくというのが他の業界の一般的な例です。なお、準備委員会は会費なしです。

Q：公正取引協議会の非会員は公正競争規約を守らなくてよいのですか。

A：「公正競争規約」は、業界が定めた自主的なルールですので、直接的には公正競争規約参加者にのみ適用されます。

しかし、公正競争規約にしたがった表示が一般的になれば、それと異なる表示をする場合は消費者に誤認が生じます。そうなれば、非会員に対しても、公正競争規約の内容が反映されて景表法の規制が直接及ぶことになり得ます<sup>3</sup>。つまり、消費者庁や都道府県といった景表法の担当部署が、仏壇について公正競争規約を参考に景表法の規制を行うことになる可能性があります。

また、会員、非会員にかかわらず、刑法の詐欺罪などが適用され得ますが、その違法性の判断の際に「公正競争規約」が仏壇業界の規範として判断根拠のひとつと

---

<sup>2</sup> 本体表示の欄外に「仏壇公正競争規約に基づく表示」という任意記載が可能ですので、参加者が規約を守っていることをPRできます。

<sup>3</sup> 笠原 宏『景品表示法』(商事法務、2010年) p.197

なり得ます。

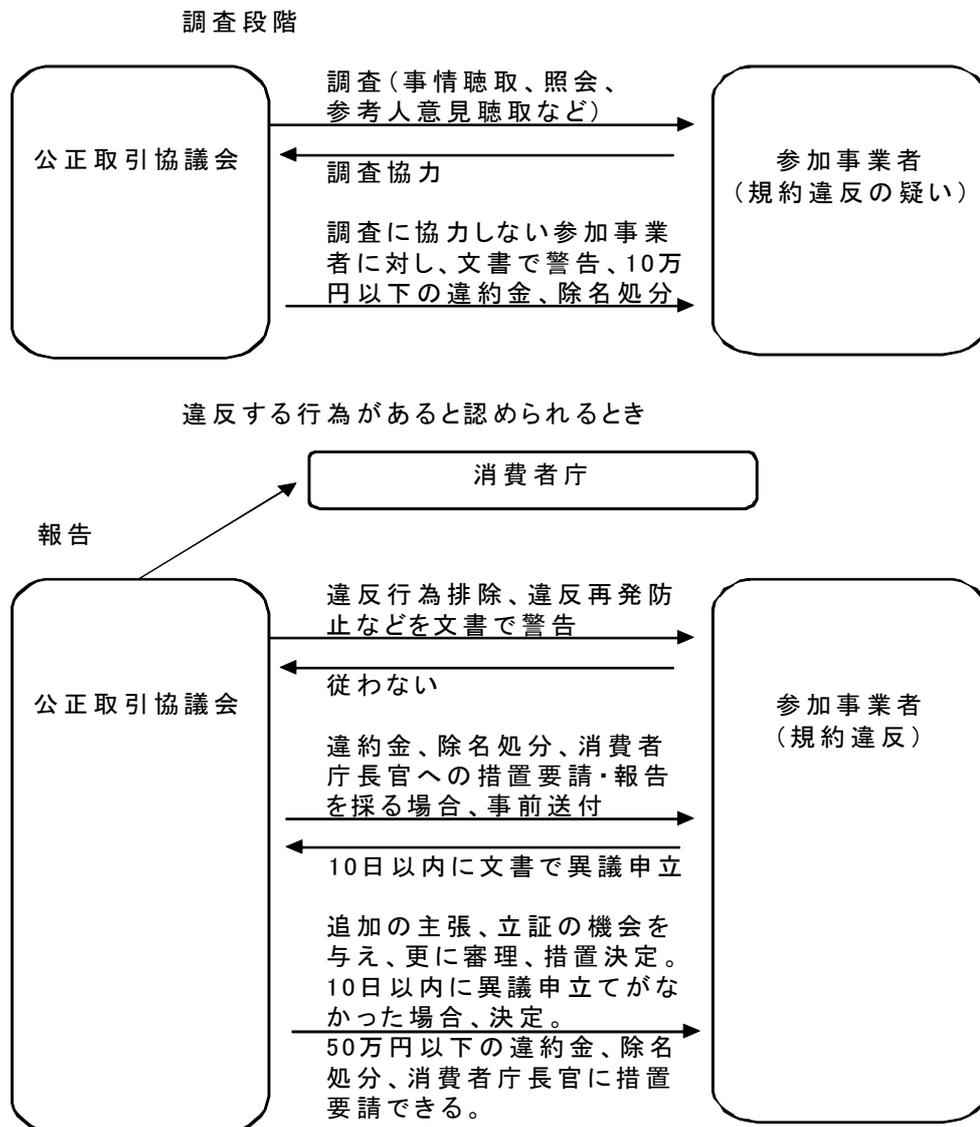
消費者などが非会員の悪質業者を訴える際に、業界規範である「公正競争規約」を拠りどころにすることで、警察、裁判所、消費者庁、公正取引委員会などに悪質性を説明しやすくなります。

Q:公正競争規約ができれば、抜き打ちで表示などのチェックをしたらどうですか。監視体制はできますか。

A: 会員に対しては、公正競争規約に基づいて調査し、調査の結果、公正競争規約を遵守していないことが判明した場合は、異議申し立ての機会を設けた上で、警告などで是正を求めることになっています。

非会員で、消費者を騙す売り方をしている悪質業者に対しては、公正取引協議会から警察への詐欺罪の告発などで是正を求める手段があります。

### 図 公正競争規約に基づく調査、違反行為への警告等



Q：業界のモラル向上、悪徳業者を減らすことが必要です。

A：公正競争規約・公正取引協議会ができれば、会員の自主的なモラル向上活動を行うことがルール化されます。（前ページの図参照）

非会員で悪質な業者については、公正取引協議会による告発活動などを通じて対応していくことが可能です。

Q：既に公正競争規約を作った業界でも違反者・悪質業者はいるのではないですか？

A：どんな業界でも、公正競争規約を作っても、悪質な業者はゼロにはなりません。業界として、取引公正化に向けた日々の対応、努力が必要です。公正競争規約を作って業界で努力すれば、しないより場合よりも良くなるとは言えます。

Q：国産品は市場の1割強しかないのに<sup>4</sup>、国産／外国産表示をすると業界の縮小につながるのではないですか？

A：消費者庁のデータベース（パイオ・ネット）などで、仏壇特有の苦情は、材質や国産／外国産を偽って販売したことに対するものです。

お客をだましたり、だまさないまでも誤解させたまま売するような商売は問題ですし、長続きするのでしょうか。虚偽・誇大な表示・広告は、お互いに競争相手に対抗して行われ、エスカレートすることが多いので、これを放置しておくとも業界が気づかないうちにモラルが低下して麻痺してしまい、業界全体が消費者から信頼されなくなる恐れもあります。

消費者の苦情を読みますと、「日々の精神のよりどころである仏壇に関してだまされた」という悔しさ、辛さ、苦しさが伝わってきます。伝統的な生活習慣が変わる中、業界自らの過ちによって消費者の仏壇離れをこれ以上招かないことも大事ではないでしょうか。

なお、既に国産／外国産を表示している店で、外国産も多く売られています。

#### **VIII. 公正競争規約に基づく表示は誰がどのようにするのですか。**

「公正競争規約」では、

- 1) 仏壇を製造、輸入する方が、仏壇本体に規約に基づく表示をすること、
- 2) 消費者に販売する方は、
  - ①規約に基づく表示がなされた仏壇本体を販売すること
  - ②販売店独自で店頭、広告などに表示をする場合は、規約に基づく表示をすること、が求められます。

次ページに表示イメージ（日用品室試案）を添付します。

<sup>4</sup> 経済産業省工業統計、財務省貿易統計では、2007年の仏壇の国内製造事業者の出荷額514億円、輸入額131億円、輸入比率20.3%であるが、業界では国産品はもっと少ないと言われている。

## 表示イメージ(本体)

### <唐木仏壇本体>

商品名	葵20号
主材料	紫檀プリント紙
芯材	天然合板
表面加工	ポリエステル仕上げ
原産国	ベトナム
外形寸法	幅57cm×奥行き45cm×高さ121cm
製造	株式会社〇〇〇〇 TEL 03-1234-XXXX

※仏壇公正競争規約に基づく表示

### <金仏壇本体>

商品名	藤18号
材料	ヒノキ
表面加工	ラッカー仕上げ
金箔粉種	金消箔使用
原産国	日本製品
外形寸法	幅57cm×奥行き45cm×高さ121cm
製造	株式会社〇〇〇〇 TEL 03-1234-XXXX

※仏壇公正競争規約に基づく表示

裏側への表示  
を想定。

#### (留意事項)

- ・現時点の案では、本体表示は、ラベル、塗装、刻印等により行うこととしている。
- ・表示欄外に、「仏壇公正競争規約に基づく表示」と表示できる。



※表示イメージは架空のものであり、実在しません。

# 表示イメージ(カタログ)

< 仏壇ごとに記載すべき事項 >

金仏壇		唐木仏壇																																																	
	..... ..... ..... .....		..... ..... ..... .....																																																
																																																			
<table border="1"> <tr><td>商品名</td><td>藤18号</td></tr> <tr><td>材料</td><td>ヒノキ</td></tr> <tr><td>表面加工</td><td>ラッカー仕上げ</td></tr> <tr><td>金箔粉種</td><td>金消箔使用</td></tr> <tr><td>原産国</td><td>日本製品</td></tr> <tr><td>外形寸法</td><td>57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)</td></tr> </table>	商品名	藤18号	材料	ヒノキ	表面加工	ラッカー仕上げ	金箔粉種	金消箔使用	原産国	日本製品	外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)	<table border="1"> <tr><td>商品名</td><td>藤18号</td></tr> <tr><td>材料</td><td>ヒノキ</td></tr> <tr><td>表面加工</td><td>ラッカー仕上げ</td></tr> <tr><td>金箔粉種</td><td>金消箔使用</td></tr> <tr><td>原産国</td><td>日本製品</td></tr> <tr><td>外形寸法</td><td>57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)</td></tr> </table>	商品名	藤18号	材料	ヒノキ	表面加工	ラッカー仕上げ	金箔粉種	金消箔使用	原産国	日本製品	外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)	<table border="1"> <tr><td>商品名</td><td>葵20号</td></tr> <tr><td>主材料</td><td>紫檀プリント紙</td></tr> <tr><td>芯材</td><td>天然合板</td></tr> <tr><td>表面加工</td><td>ポリエステル仕上げ</td></tr> <tr><td>原産国</td><td>ベトナム</td></tr> <tr><td>外形寸法</td><td>57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)</td></tr> </table>	商品名	葵20号	主材料	紫檀プリント紙	芯材	天然合板	表面加工	ポリエステル仕上げ	原産国	ベトナム	外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)	<table border="1"> <tr><td>商品名</td><td>葵20号</td></tr> <tr><td>主材料</td><td>紫檀プリント紙</td></tr> <tr><td>芯材</td><td>天然合板</td></tr> <tr><td>表面加工</td><td>ポリエステル仕上げ</td></tr> <tr><td>原産国</td><td>ベトナム</td></tr> <tr><td>外形寸法</td><td>57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)</td></tr> </table>	商品名	葵20号	主材料	紫檀プリント紙	芯材	天然合板	表面加工	ポリエステル仕上げ	原産国	ベトナム	外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)
商品名	藤18号																																																		
材料	ヒノキ																																																		
表面加工	ラッカー仕上げ																																																		
金箔粉種	金消箔使用																																																		
原産国	日本製品																																																		
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)																																																		
商品名	藤18号																																																		
材料	ヒノキ																																																		
表面加工	ラッカー仕上げ																																																		
金箔粉種	金消箔使用																																																		
原産国	日本製品																																																		
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)																																																		
商品名	葵20号																																																		
主材料	紫檀プリント紙																																																		
芯材	天然合板																																																		
表面加工	ポリエステル仕上げ																																																		
原産国	ベトナム																																																		
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)																																																		
商品名	葵20号																																																		
主材料	紫檀プリント紙																																																		
芯材	天然合板																																																		
表面加工	ポリエステル仕上げ																																																		
原産国	ベトナム																																																		
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)																																																		

↓ 例

商品名	藤18号
材料	ヒノキ
表面加工	ラッカー仕上げ
金箔粉種	金消箔使用
原産国	日本製品
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)

↓ 例

商品名	葵20号
主材料	紫檀プリント紙
芯材	天然合板
表面加工	ポリエステル仕上げ
原産国	ベトナム
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)

< そのほかに記載すべき事項 >

平成22年9月作成  
 作成 千代田区霞ヶ関1-3-1  
 株式会社〇〇〇〇  
 照会先 03-1234-XXXX

- ・ 運送料、据付料については、販売店とよくご相談ください。
- ・ 商品の使用は、改良の際予告なしに変更する場合があります。

(留意事項)

- ・ 規約において「カタログ」とは、一般消費者が購入の際に参考とする印刷物を指す。
- ・ 表示欄外(カタログ最終頁など)に、「本カタログは、仏壇公正競争規約に基づく表示をしています」と表示できる。

※表示イメージは架空のものであり、実在しません。

## 表示イメージ(店頭表示)

### 金仏壇



商品名 藤18号  
 価格 1,700,500円  
 材料 ヒノキ  
 表面加工 ラッカー仕上げ  
 金箔粉種 金消箔使用  
 原産国 日本製品  
 外形寸法 57cm×45cm×121cm  
 (幅×奥行き×高さ)

↓ 例

商品名	藤18号
価格	1,700,500円
材料	ヒノキ
表面加工	ラッカー仕上げ
金箔粉種	金消箔使用
原産国	日本製品
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)

※仏壇公正競争規約に基づく表示

### 唐木仏壇



商品名 葵20号  
 価格 450,100円  
 主材料 紫檀プリント紙  
 芯材 天然合板  
 表面加工 ポリエステル仕上げ  
 原産国 ベトナム  
 外形寸法 57cm×45cm×121cm  
 (幅×奥行き×高さ)

↓ 例

商品名	葵20号
価格	450,100円
主材料	紫檀プリント紙
芯材	天然合板
表面加工	ポリエステル仕上げ
原産国	ベトナム
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)

※仏壇公正競争規約に基づく表示

### <そのほかに記載すべき事項>

- ・ 運送料、据付料に関する事項。
- ・ 割賦販売に関する価格の表示をする場合にあつては、その支払方法、利息、手数料の率(実質年率)及び額並びに支払い総額
- ・ その他必要表示事項(展示品、長期又は旧型在庫品、荷ずれ品についての表示)

### (留意事項)

- ・ 左記の「そのほかに記載すべき事項」は一括して店舗内に表示することが出来る。
- ・ 表示欄外に、「仏壇公正競争規約に基づく表示」と表示できる。

※表示イメージは架空のものであり、実在しません。

# 表示イメージ(広告・ちらし)

<仏壇ごとに記載すべき事項>

仏壇の

株式会社〇〇〇〇  
千代田区霞ヶ関1-3-1  
03-1234-XXXX

### 金仏壇

### 唐木仏壇

↓ 例

<b>販売台数</b>	<b>2台限り</b>
商品名	藤18号
価格	<b>1,700,500円</b>
材料	ヒノキ
表面加工	ラッカー仕上げ
金箔粉種	金箔使用
原産国	日本製品
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行×高さ)

↓ 例

<b>商品名</b>	葵20号
価格	<b>450,100円</b>
主材料	紫檀プリント紙
芯材	天然合板
表面加工	ポリエステル仕上げ
原産国	ベトナム
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行×高さ)

<そのほかに記載すべき事項>

- ・事業者の名称、住所、連絡先
- ・割賦販売に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率(実質年率)及び額並びに支払い総額
- ・その他必要表示事項(展示品、長期又は旧型在庫品、荷ずれ品についての表示)

(留意事項)

- ・「販売台数」は数量が限定されているときに記載。
- ・左記の「そのほかに記載すべき事項」は一括して表示することができる。
- ・表示欄外に、  
「本広告は、仏壇公正競争規約に基づく表示をしています」と表示できる。

※表示イメージは架空のものであり、実在しません。

Q：小売だけでなく、メーカー、卸、輸入者に産地、材質表示の徹底をして欲しい。

A：公正競争規約では、仏壇を製造、輸入する方が、仏壇本体に、産地、材質などを正しく表示しなければならないと規定しています。

Q：神道は対象ですか。

Q：仏具は対象ですか。

A：対象ではありません。仏壇公正取引協議会がうまくいって定着して、業界に要望があれば検討できます。

Q：仏壇本体の表示は、裏だと見えない。前に貼ってもらえないですか。

A：公正競争規約を決める段階で、業界で良いように決めることができます。

Q：在庫品やすでに店頭で陳列している商品で、必要な表示がないものはどうしたらよいでしょうか？

A：公正競争規約の施行後は、表示のない状態で販売することは公正競争規約に違反することとなりますので、移行期間（1年とする例が多い）の間に対応して、移行期間後には表示をして下さい。原産国や品質の判別が困難な場合には、仕入れ先に問い合わせてください。

Q：仏壇では、1年以上、3、4年売れない在庫もある。移行期間1年では短い。

Q：過去に仕入れた高級品で、10年くらい売れないで残っているものもある。メーカーが廃業したり、型番が廃番になったものもある。そのようなものの国産／外国産や品質表示を問い合わせてもわからないこともあると思う。移行期間が切れたらどうしたら良いか。

A：移行期間は1年とする例が多く、あまり長くすることは望ましくありません。長い在庫品で、表示すべき内容の確認が取れない場合の例外的な取扱いについては、消費者庁と協議して解決案を検討します。

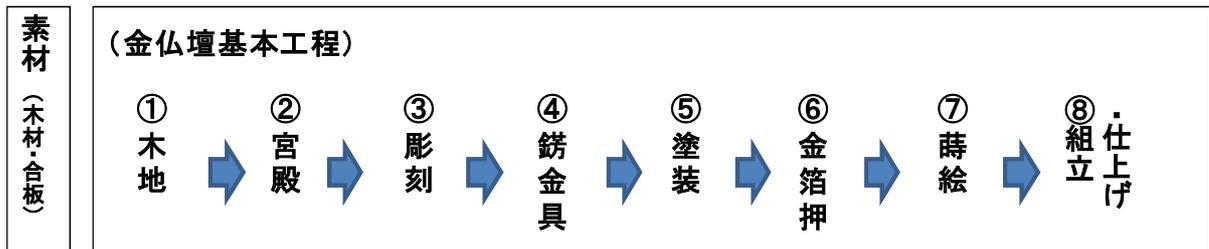
Q：百貨店から、公正競争規約に基づく表示をするよう要請がありました。

A：公正競争規約は23年春ころ、準備委員会で作る段取りです。その後、消費者庁に申請して審査を受けます。まだ公正競争規約はできていないと答えて結構です。

Ⅸ. 国産／外国産の線引き（定義）はどうなっていますか。国内の仏壇製造者にメリットはありますか。

1. 仏壇の国産／外国産の線引き（定義）で業界の合意を得て文書化されたものは、平成14年の全宗協「国産仏壇の全国統一表示実施規約」があります。
2. これから公正競争規約を検討する中で、国産／外国産の線引き（定義）も改めて検討されることとなりますが、平成14年の全宗協の国産／外国産の線引き（定義）を踏襲する案になっています。内容を図示します。

### 金仏壇の国産表示基準

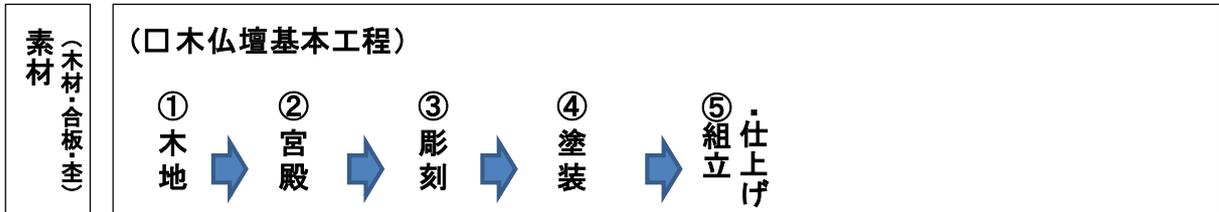


(全宗教統一基準)：(1)又は(2)

(1) (2)	輸入可	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	△	△	△	○	○	△	○

(注) ○は国内。△は輸入可だが、少なくともいずれか1工程は国内で施工。

### □木仏壇の国産表示基準



(全宗教統一基準)：(1)又は(2)

(1) (2)	輸入可	○	○	○	○	○
		○	輸入可	輸入可	○	○

Q：金仏壇の国産基準で木地、塗装、金箔押、組立・仕上げのみが必須となっている理由は何ですか。

Q：金仏壇の△（どれか一工程が国内なら国産）は、その工程の職人を差別することになりませんか。

A：「一定の付加価値が形成される国」という考え方で国産／外国産を決めることにするため、△（どれか一工程が国内なら国産）としています。平成14年に全宗協で決めた際には、その工程がない仏壇がある（例：宮殿がない仏壇がある）工程を△

としたと聞いています。

Q：金仏壇の国産定義の△のうちのさらに一部が国産／外国産で分かれている場合、国産と言えますか。

A：平成14年の全宗協の規定を作った際、そこまでは検討していません。今後、公正競争規約を詰める段階で解釈を決めることとなります。

Q：平成14年全宗教の国産定義の唐木仏壇には「宮殿」はないのに、説明書の案には「宮殿」がある。変更されているのではないですか。

A：平成14年全宗教の唐木仏壇の国産定義には「宮殿」はないが、「杢、木彫」を輸入可としています。

仏壇の表示に関する公正競争規約別表3（日用品室試案）では、金仏壇の国産定義と合わせて、「宮殿」を工程に明記した案にしています。「宮殿」を「杢、木彫」と同様に扱う案です。いずれにしても、公正競争規約は、今後、準備委員会で議論していくこととなります。

Q：工程ごとに国産／外国産の表示をしたら良いのではないですか。

A：このような意見は多くあります。実際に実施している企業、組合もあります。公正競争規約は最小限の義務を定めるものなので、規約に基づく表示に加え、工程ごとの国産、外国産も表示するのは自由です。消費者への情報提供を積極的に行うことは良いことです。

ただし、公正競争規約はすべての参加者が守るべき決まりなので守りやすいことも必要です。広告などには書くスペースの問題もあります。

具体的に考えますと、製造者による表示手段は、現状、仏壇本体への表示とカタログのみです。工程ごとの産地を示すとなると、①本体に表示、②カタログに表示、又は③新たに表示媒体を作成 のどれかになります。

①は、本体への全工程表示の義務化ですので、作業負担が重くなり、広告などでも同じ表示を義務づけるとスペースの問題が出ます。仏壇本体への表示は義務づけ、広告などには義務づけないというのもひとつの考え方です。

②は、カタログの改訂は数年ごとですので、製品ごとに異なる工程を正確に伝達する手段としては、適さないかもしれません。

③は、製品ごとの品質証明書のようなものになります。既に工程ごとに生産者・生産地を表示している産地を除き、これまでの業界の商慣行にない業務が発生しますので、作業負担が重くなります。

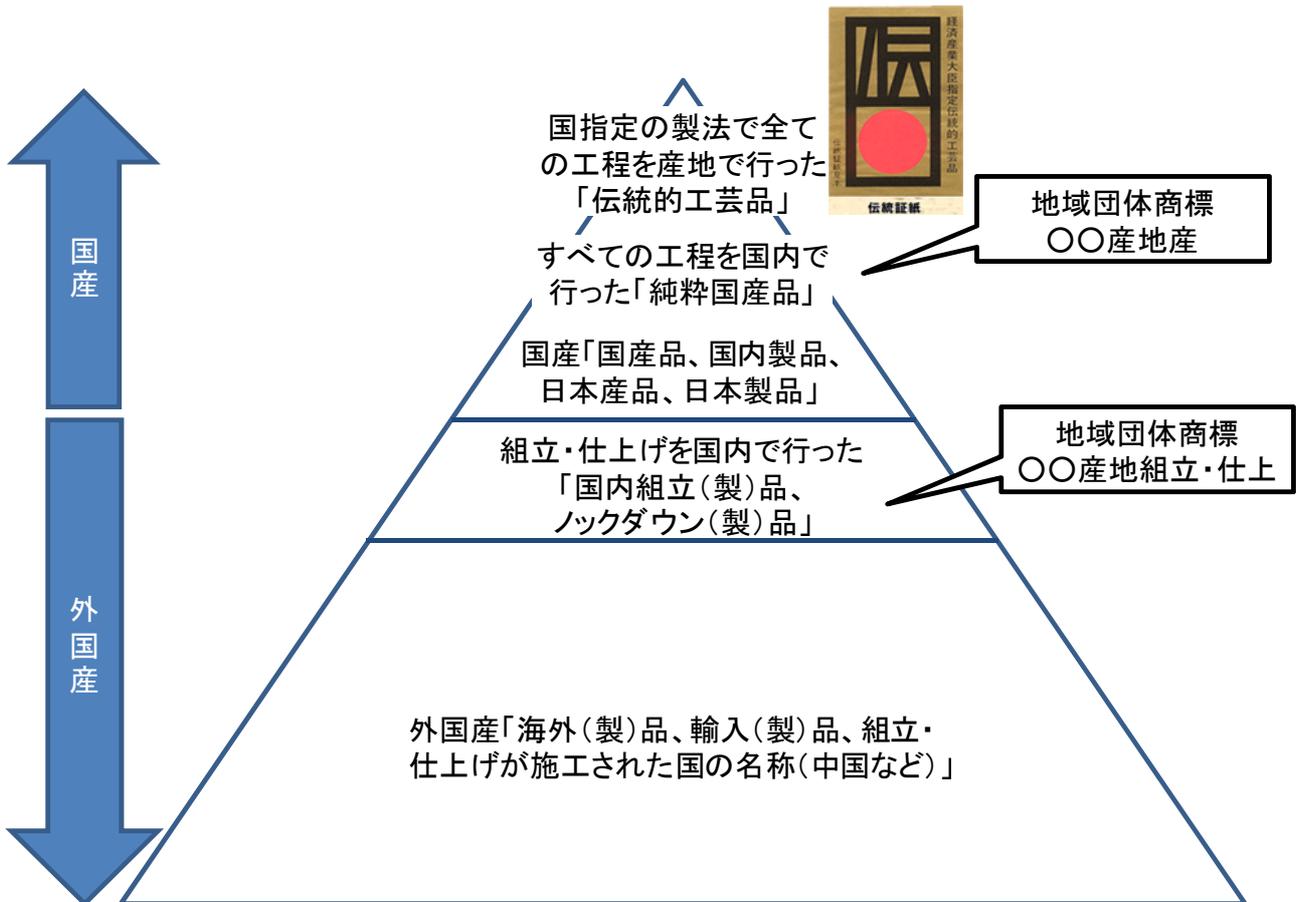
他方、「国産」と表示するからには、工程ごとの国産、外国産の根拠を持っていることは必要で、消費者に求められたら開示できるようにしておく必要があるとも考

えられます。

いずれにしても、公正競争規約は、今後、準備委員会で議論していくこととなります。

Q：国内の仏壇製造者にメリットはありますか。

A：消費者がどのような仏壇を買うかは消費者の判断ですが、国産／外国産や、品質の表示を明確にし、国産仏壇の価値を消費者に訴えることで、国産仏壇、産地のPRをすることは可能と思われます。



Q：国産の定義を厳しくすれば、もっと国内の仏壇産地を守れるのではないですか？

A：国産／外国産の線引きは、原産地規則という国際ルールがあり、「最後の実質的変更が行われた国」「一定の付加価値が形成される国」などの考え方があって<sup>5</sup>、仏壇業界だけの考えで決められるものではありません。

平成14年の全宗協の定義は、唯一の文書化された業界内ルールであり、内容も妥当と考えています。

ただし、すべての工程を国内や産地で生産した仏壇を「純国産」「京仏壇」等とPRしたり、国産／外国産の定義よりも多くの工程を国内、産地内で生産した仏

<sup>5</sup> 経済産業省『2010年版不正貿易報告書』（日経印刷、2010年）p.301～305

壇に地域団体商標などの証紙(マーク)を貼ってPRしたりすることは自由です。

経済産業省は、伝統的工芸品産業の振興の中で、国内の伝統的な仏壇の振興に努めています。

なお、公正競争規約・公正取引協議会が発足し、統一表示が始まった場合には、伝統的工芸品証紙、地域団体商標証紙といった特別の表示は、別のタグをさげるなど、消費者が理解しやすいように工夫することが必要になると思われます。

Q：平成14年全宗教の国産定義を決めた時とは、環境が異なっているので、違う定義にすべきではないですか？

A：公正競争規約は、今後、準備委員会で議論していくことになります。

ただし、原産地規則ルールは国際ルールであり、仏壇業界で自由に決められるわけではありません。「最後の実質的変更が行われた国」「一定の付加価値が形成される国」などの考え方を前提に、一定の幅の中での議論になります。

Q：産地表示は「日本製」だけだとわかりにくい。広島で川辺製の仏壇を売る場合もあり、産地表示も必要ではないですか。

A：公正競争規約は最低限の必要事項を決めるものです。公正競争規約に基づく表示に加え、伝産品や地域団体などの付加表示をすることは可能です。消費者への情報提供を積極的に行うことは良いことです。

Q：経済産業省は国産保護、消費者庁は消費者保護で、立場が違うのではないですか。

Q：伝産品・国産品を守るためですか？ 業界を守ろうとしているのですか？

A：公正競争規約・公正取引協議会の支援の目的は、表示に関して嘘をつかないようにするなど、業界健全化、消費者保護のためであり、国産保護のための政策ではありません。既に国産／外国産を表示している店で、外国産も多く売られています。

Q：私の産地では、国産の定義を満たして生産することが難しくなっています。「外国産」と表示しなければなりませんか？

A：現在準備されている公正競争規約案では、「製造工程のうち、一部工程が日本以外で施工されているものであっても、組立・仕上げは日本で施工されたもの」を「国内組立(製)品、ノックダウン(製)品」という表示を認める案になっています。

「国内組立(製)品、ノックダウン(製)品」は国産とは言えませんが、「組立・仕上げは〇〇産地です」と消費者にPRすることは可能です。

Q：原産国表示として、産地国名ではなく、「自社製」「〇〇会社製」と表示することはできますか？

Q：製造元の表示はどうすれば良いですか？

A：現在準備されている公正競争規約案では、原産国に関する表示は、①国産/日本製品、または ②国内組立品/ノックダウン製品、または ③海外製品/輸入製品/〇〇製（〇〇は国の名称）のいずれかを表示しなくてはなりません。

そのうえで、公正競争規約にない「自社製」や「〇〇会社製」、地域団体商標なども付加的に記載・PRすることができます。公正競争規約は最低限の必要事項を決めるものなので、公正競争規約に基づく表示に加え、「自社製」や「〇〇会社製」などの付加表示をすることは可能です。消費者への情報提供を積極的に行うことは良いことです。

Q：外国で製造した仏壇を、日本の工場で扉を外して検品したり、キズを手入れしたりしています。国内組立・仕上げ品と言えますか？

Q：「〇〇工場直営店」という言い方で外国産を売っている店がある。良いのですか？

A：国内で組立・仕上げをしていないものは、「国内組立・仕上げ品」と言えません。

外国で製造した仏壇を、日本の工場で保管したり、キズの手入れをただで「工場直送」と表示することは、消費者に「日本の工場で製造した仏壇ではないか」と誤認を与えます。モラルのある商法とは言えません。景表法違反の可能性があります。仏壇公正競争規約ができれば規約違反となり得ます。

消費者を誤認させて不当な利得を得る行為は、詐欺罪に当たる可能性があります。

**X. 材質の表示はどうなりますか。**

本来の仏壇の価値は、1) 拝む人に感動を与える、2) 永年の使用に耐えるなどで、「材質」は仏壇の価値を決めるたくさんの要素のひとつです。

しかし、「材質」を誤認させる売り方への消費者クレームが多くあることから、仏壇公正競争規約の一部として、「材質」の表示について決めていく必要があります。

具体的には、「仏壇の表示に関する公正競争規約」（日用品室試案）の別表1、2、3、5の内容を決めていく必要があります。

Q：海外品でも良いものはある。部材を日本から持ち込んだものもある。

Q：日本国内で外国人が製造した商品と、外国で日本人スタッフの管理下で製造した商品の場合、国産が良いとは言えないのではないですか？

A：国産／外国産と、品質の良し悪しは別の話しです。

外国産を国産と称して消費者を騙す手口があるので対応することが必要です。

Q：材質や産地、見た目のデザインより、技法が大事ではないですか？

A：材質や産地だけで価値が決まらないのはそのとおりです。

Q：「別注品」「特別注文品」と表記して、さほどの品質でないものを高い値で売っている店がある。良いのですか？

A：モラルのある商法とは言えません。景表法違反の可能性があります。仏壇公正競争規約ができれば規約違反となり得ます。

消費者を誤認させて不当な利得を得る行為は、詐欺罪に当たる可能性があります。

**X I . 公正競争規約の内容はどうなりますか。**

他の業界の例を参考に、「仏壇の表示に関する公正競争規約及び同施行規則（日用品室試案）」を作成しました。

- 1) 仏壇業界独自で決めなければならない部分（仏壇の定義など）は色を付けて示してあります。
- 2) 業界内で意見が分かれていると承知している部分は（※論点）として、具体案を書くことを控えています。
- 3) その他の部分は、どの業界の公正競争規約もほとんど同じ内容が書いてあります。

これを見れば、仏壇業界として何を決めなければならないか、ご理解いただけると思います。

Q：公正競争規約が適用される仏壇の定義を決めるべきです。

A：公正競争規約と施行規則で決めることになります。

具体的には、仏壇の表示に関する公正競争規約第3条及び同施行規則第1条（日用品室試案）をご覧ください。

Q：基準・公正競争規約はどういう場で決まるのですか。

A：23年1月の説明会終了後、準備委員会内で発起人を選出し、その方々の協議により23年春頃に決めていただければと考えています。

業界で意見が分かれる論点については、経済産業省の研究会で客観的なデータや意見を検討して、議論の収束を支援します。

以上